

第5回「平成30年7月豪雨災害に係る義援金」配分委員会審議結果

○第5次配分について

1 義援金受付額

日本赤十字社愛媛県支部	2,964,545,224円
愛媛県共同募金会	541,443,242円
愛媛県	2,515,818,254円
合 計	6,021,806,720円 (令和元年12月31日現在)

2 第5次配分基準及び配分額等

(1) 被害状況別配分基準

対象者(被害状況)		第5次配分基準 (第4次配分基準を含む)	第4次配分基準 (第3次配分基準を含む)	第3次配分基準 (第2次配分基準を含む)	第2次配分基準 (第1次配分基準を含む)	第1次配分基準
人的被害	死亡者	3,000,000円/人	3,000,000円/人	3,000,000円/人	3,000,000円/人	500,000円/人
	重傷者	300,000円/人	300,000円/人	300,000円/人	300,000円/人	100,000円/人
住家被害	全壊	2,300,000円/世帯	2,260,000円/世帯	2,000,000円/世帯	1,400,000円/世帯	300,000円/世帯
	半壊	1,150,000円/世帯	1,130,000円/世帯	1,000,000円/世帯	700,000円/世帯	200,000円/世帯
	一部破損	230,000円/世帯	220,000円/世帯	200,000円/世帯	150,000円/世帯	50,000円/世帯
	床上浸水	460,000円/世帯	450,000円/世帯	400,000円/世帯	300,000円/世帯	100,000円/世帯

(2) 市町別配分額

市町名	第5次配分額(A)	配分済額(B) (1～4次配分+追加配分)	配分累計額(A)+(B)
松山市	1,030,000円	93,470,000円	94,500,000円
今治市	1,650,000円	93,570,000円	95,220,000円
宇和島市	22,620,000円	1,240,560,000円	1,263,180,000円
八幡浜市	2,640,000円	143,180,000円	145,820,000円
大洲市	62,200,000円	3,413,980,000円	3,476,180,000円
伊予市	100,000円	5,190,000円	5,290,000円
西予市	13,660,000円	713,200,000円	726,860,000円
上島町	130,000円	7,000,000円	7,130,000円
久万高原町	20,000円	1,130,000円	1,150,000円
松前町	40,000円	880,000円	920,000円
砥部町	50,000円	2,710,000円	2,760,000円
内子町	130,000円	6,310,000円	6,440,000円
伊方町	10,000円	450,000円	460,000円
松野町	2,130,000円	115,400,000円	117,530,000円
鬼北町	1,590,000円	22,800,000円	24,390,000円
愛南町	200,000円	10,380,000円	10,580,000円
合 計	108,200,000円	5,870,210,000円	5,978,410,000円

3 配分方法

- ・県は、配分委員会の決定を受け、市町に算出根拠を示して義援金を配分する。
- ・市町は、配分委員会の配分基準を基に被災者に配分する。
ただし、市町において、第5次配分基準に依りがたい特段の事情がある場合は、当該基準を上限に弾力的な配分を可能とする。
- ・市町の被害調査の進捗により、義援金の配分原資に不足が生じるおそれがある場合は、上記配分基準に基づき、義援金の範囲内で追加配分する。
- ・今後、義援金の寄託状況等を踏まえ、第6次配分を検討する。